

総務産業常任委員会審査報告書

平成 30 年 6 月 19 日

飯綱町議会議長 清 水 満 様

総務産業常任委員会委員長 荒 川 詔 夫

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 43 号	飯綱町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	可決
請願第 3 号	主要農作物種子法の復活等をもとめる請願	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

■議案第 43 号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

質 疑：課税標準額を 0 円とするということか。

回 答：そのとおり。ただし、3 年間のみで減収分については 75 パーセントが交付税措置される。また、以前の制度では課税標準額が 2 分の 1 となり、現在 3 件の該当がある。

質 疑：以前の制度での減収分も交付税措置されていたのか。

回 答：交付税措置されていた。

質 疑：10 年以上、同じモデルのものを更新する場合についてはどうか。

回 答：他メーカーの同等モデルへの更新については問題ないが、1 パーセント以上の生産性が向上すると認められるものだけとなる。

質 疑：施行日はいつになるのか。

回 答：平成 30 年 6 月 6 日に施行された。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■請願第3号 主要農作物種子法の復活等をもとめる請願

説明者：信州北部農民組合事務局長 武 田 恵 氏

- 質 疑：表題に「主要農作物種子法の復活等をもとめる請願」とあるが、等とは種子法以外に何を指すのか。
- 回 答：復活等とは、種子法の中に種子以外に苗木が含まれている。
- 質 疑：種子法の復活は分かるが、苗木が含まれているとすれば廃止になっているのではないか。
- 回 答：正直なところ、私が作成したのではないため、県連に聞いた後に事務局を通して回答させていただきたいがよろしいか。
- 回 答：種子法の復活に併せて他に関連する業務を含めたもので、配布した資料中の「種子生産者団体の業務」、「種子計画」等々が該当すると思う。
- 意 見：種子法に併せて他の法律があるとすれば、羅列されても良いのではないか。
- 質 疑：種子法は本年3月末に廃止された。種子法が廃止されたのは、各県等で条例及び要領・要綱が制定されれば問題がないとのことで廃止されたのではないか。
- 回 答：種子法は、本来、国が行うべきことが廃止になった。このために各県等が要領・要綱等を制定せざるを得なくなった。遺伝子組み換え種子等々の問題が危惧される。
- 質 疑：長野県の場合は要綱を制定したが、これでは駄目なのか。
- 回 答：本来、主要食糧の種子は各県に任せるのではなくて、国が安定的に供給を果たすべきである。
- 意 見：各県等において、要領・要綱等により対応できるとすれば、これで良いと思う。
- 質 疑：種子法廃止前は、安価にて配布されると説明がされた。粃1キログラム210円が、種子で購入すると650円になる。果たして安価な供給価格と言えるかどうか。決して安価とは言えないと思うがいかがか。
- 回 答：価格に係る見解は考え方の相違による。種子法が廃止されれば8倍の価格等に高騰するし、TPP絡みで遺伝子組み換えの種子が入ってくる等、外国の種子業者の動きが危惧される。
- 質 疑：値段については上がるということの証拠を聞いている。
- 回 答：次元が違う話であり、請願の趣旨を尊重されたい。
- 意 見：先ほど資料提供された「都道府県が開発した品種は、民間企業が開発した品種よりも安く供給することが可能」。だから、競争条件が同等とはなっていないことを安価と言っているのではないか。
- 回 答：冒頭に質問のあった請願の表題の復活等の等については、この間築き上げてきた試験場等の取組が後退することを指している。
- 質 疑：種子法の廃止により長野県はそれに関わる要綱を制定したが、それでは駄

目であるかの見解を聞いてもらえないか。

回 答：県の見解について、あるルートを通じて入手しているので委員了解の下で報告する。

今後とも、「長野県原種センター」と密接に連携し、高品質な種子の安定供給に取り組む。このため、「主要農作物種子法」の廃止による本県への影響はないものとする。

意 見：種子法が復活されれば県の対応が不要になる。国の制度として行えば済むことである。

意 見：種子を制するのは国を制すると言われている。今、長野県の種子がかなり輸出されており、それぞれ各県で対応するとなれば難しい問題もある。国が種子や食糧を守るには慎重さが求められる。

反対討論：請願に対して趣旨説明が良く分からないが、法案が提出されたということは使命が終わったと考える。各地方の自治体は条例や要綱等を制定し、長野県の対応を聞くにつれ、原種センターもあり問題がないと解するので反対する。

賛成討論：種子法の請願について、試験場の役割が後退することのないよう国が対応すべきである。廃止されなければ県の取組が必要ないこと等を踏まえ賛成する。

採決の結果：可否同数のため、委員長裁決により不採択とした。